

神奈川県川崎競馬組合施設整備基金条例

(令和4年2月15日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合施設整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）は、組合の運営にかかる施設の整備に必要な資金を積み立てることを目的として、神奈川県川崎競馬組合施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 神奈川県川崎競馬組合管理者（以下「管理者」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用利益の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、組合の運営にかかる施設整備に要する経費の財源に充てる場合に限り処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。